

電子縦覧対象業務委託

令和 8 年 度

現場調査有り

業 務 番 号 委 第 3710 号

..... 堤川水系環境影響調査

..... 業務委託

特 記 仕 様 書

1. 設計図書に対して質問がある場合は青森県東青県土整備事務所河川砂防施設課あてに質問書を9月17日の12時00分までに提出してください。
2. 回答書は9月25日の12時00分までにFAXで回答します。
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。
【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

..... 青森 市 青柳一丁目外 地内

青 森 県 東 青 県 土 整 備 事 務 所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 9 年 3 月 26 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、6回とする。設計業務の主要な区切りは、監督員との協議による。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 設 計 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

.....
.....
.....

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

◇目的

堤川水系は、河川整備計画公表から計画対象期間 20 年が経過し、整備計画見直しの段階となる。整備計画の見直しでは現在建設中の駒込ダム等の整備期間を考慮することに加え、近年各地で発生している豪雨災害を踏まえた気候変動の影響検討が求められている。

このことから、堤川水系を対象に気候変動の影響を考慮した堤川水系河川整備計画(変更)作成に際して、基礎資料となる環境条件を検討し整理することを目的とする。

対象河川：堤川、横内川、合子沢川、牛館川の 4 河川

1. 計画準備

本業務の目的・主旨を把握したうえで作業工程を検討し、業務計画書を作成する。

2. 資料収集及び整理

河川環境に関する検討を行うにあたり、対象河川の動植物など環境に関する資料収集及び整理を行う。

3. 現地踏査

河川環境に関する検討を行うにあたり、対象河川の現況把握を行う。

調査時期及び回数：1 回

4. 河川環境検討

(1) 現地調査

1) 魚類調査

収集・整理した資料を基に現地調査（捕獲）を行い、現在の魚類の生息状況を把握する。

2) 河道内植生及び瀬・淵等の把握

収集・整理した資料を基に現地調査を行い、現状における河道の特徴として、河道内の植生状況、瀬・淵等の分布や景観等について把握する。

調査時期及び回数：夏～秋季 1 回

3) データ整理

前項 1) 2) で実施した現地調査の結果をとりまとめる。

(2) 河川環境検討シートの作成

資料収集整理及び現地調査結果を踏まえ、最新の「河川環境検討シートの手引き」に基づき、河道の変遷シートや河川環境情報図等の各種シートの作成を行う。

5. 報告書作成

調査結果及び検討内容を整理し、報告書を作成する。

第2条 BIM/CIMの活用について

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 その他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（青森県リサイクル製品認定制度）第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

<整備企画課 HP><https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 <整備企画課HP>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM)1 部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)1 部

2. その他

(1) 現地調査写真集部(報告書電子媒体に含む)

.....

.....

.....

.....

.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡 部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条

質 問 書 (全〇枚)

令和 年 月 日

青森県東青県土整備事務所長 殿

住所

氏 名

電話

FAX

業務番号 委第3710号

業務名 堤川水系環境影響調査業務委託

[illegible]

* 質問がない場合は、提出の必要はありません

※質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。

青森県東青県土整備事務所 河川砂防施設課（担当：山崎） 電話 017-728-0293

Fax 017-728-0355

受領確認書

令和 年 月 日

青森県 東青県土整備事務所長 殿

会社名

受領者氏名

電話

FAX

業 務 番 号 委第3710号

業 務 名 堤川水系環境影響調査業務委託

上記業務の回答書を受領しました。

数量総括表

業務名	堤川水系環境影響調査業務委託				業 種 項 目	土木設計業務 河川環境検討	
	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川環境検討							
河川環境検討			式		1		
河川環境検討			式		1		
河川環境検討			式		1		
計画準備			式		1		
資料収集整理			式		1		
現地踏査			式		1		
河川環境検討			式		1		
報告書作成			式		1		
共通			式		1		
共通(設計業務)			式		1		
打合せ等			式		1		

数量総括表

業務名	堤川水系環境影響調査業務委託				業 種 目	土木設計業務 共通	
	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
打合せ							
直接経費			業務		1		
直接経費			式		1		
直接経費			式		1		
旅費交通費			式		1		
旅費（率計上・宿泊無）			式		1		
直接原価（その他原価除く）			式		1		
その他原価			式		1		
一般管理費等			式		1		
設計業務価格			式		1		